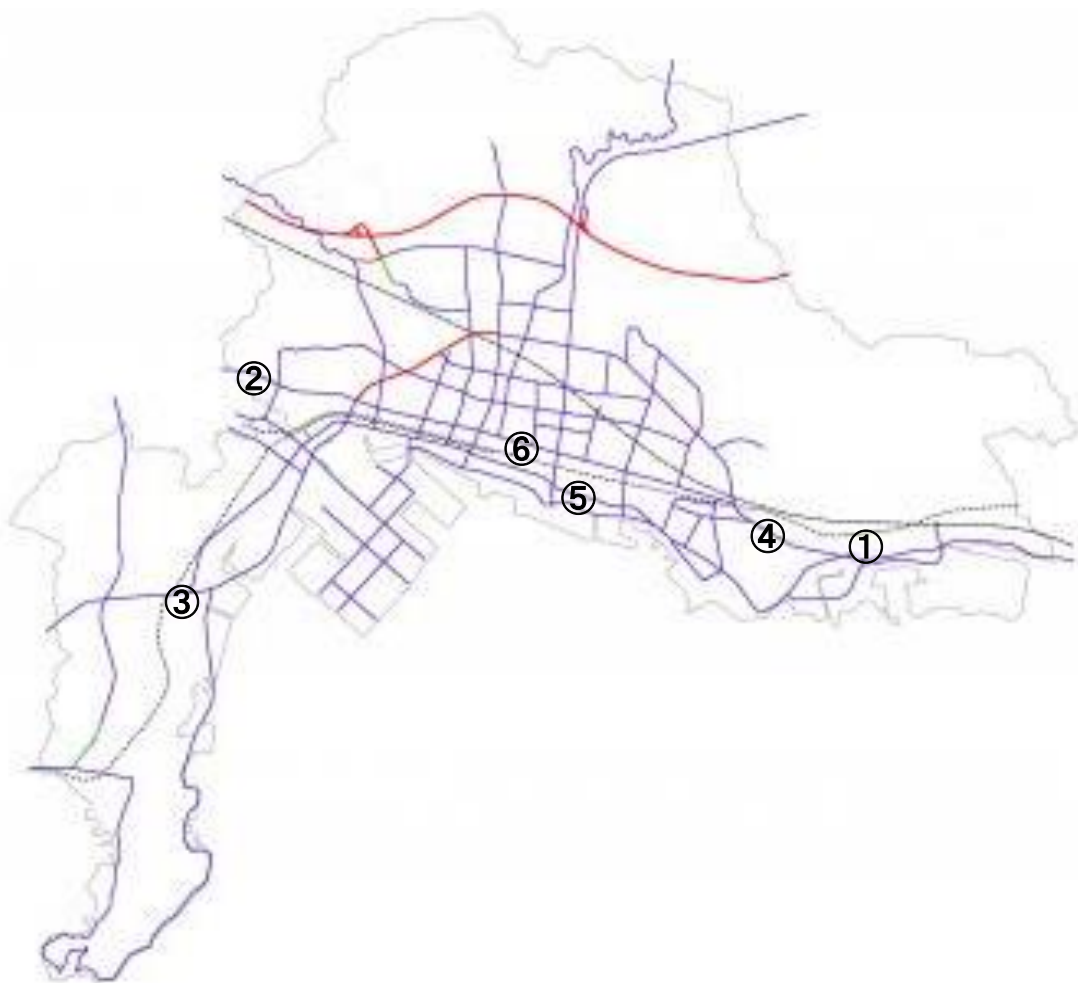


V 騒音・振動

(1) 道路交通騒音調査地点

番号	調査地点名	所在地	用途地域
1	国道 2 3 号	大塚町平原	準工業地域
2	県道蒲郡碧南線	竹谷町松田	第 1 種住居地域
3	国道 2 4 7 号	形原町市場	準工業地域
4	国道 2 4 7 号	三谷町東 1 丁目	第 1 種住居地域
5	国道 2 3 号	竹島町	近隣商業地域
6	県道蒲郡碧南線	神明町	近隣商業地域



(2) 道路交通騒音調査

【現況と課題】

自動車保有台数の増加とともに、交通公害の問題も顕在化してきており、住民の生活環境に与える影響は、ますます深刻なものとなってきています。本市では、交通騒音の実態を把握し、騒音低減の対策を進めるため、道路交通騒音調査を実施しています。

令和5年度の調査では、大塚町平原と三谷町東一丁目の夜間で要請限度を超過する結果となりました。

今後は環境基準の達成を目指し、快適な生活環境を保全するために、広域的な幹線道路の整備や高機能舗装の普及等の早急な対策が求められます。

【対策】

車輻交通は、日常生活と密接な係わりをもっていますので、運転手一人ひとりが交通環境を考え、急発進・空ぶかし・アイドリングをさしひかえることが、大きな効果をもたらすため、関係機関と連絡を密にし、これらの自粛を呼びかけていきます。また、交通集中による渋滞を防いだり、交通騒音を分散させるため、国道247号蒲郡中央バイパス等主要幹線道路の整備を積極的に推進します。

○令和5年度道路交通騒音測定結果

(単位：dB)

測定 地点 番号	測 定 地 点 所在地	用途 地域	車線数	測定 期間	時間 の 区分	測定値	要請限度		環境基準	
						Leq	Leq	適・否	Leq	適・否
1	国道23号 (大塚町平原 地内)	準工業 地域	4	1/10	昼	72	75	○	70	×
				～						
				1/17	夜	71	70	×	65	×
2	県道蒲郡 碧南線 (竹谷町松田 地内)	第一種 住居地 域	4	1/24	昼	70	75	○	70	○
				～						
				1/31	夜	65	70	○	65	○
3	国道247号 (形原町市場地 内)	準工業 地域	4	10/31	昼	65	75	○	70	○
				～						
				11/7	夜	57	70	○	65	○
4	国道247号 (三谷町東一丁 目地内)	第一種 住居地 域	4	12/6	昼	72	75	○	70	×
				～						
				12/13	夜	71	70	×	65	×
5	国道23号 (竹島町地内)	近隣商 業地域	2	11/14	昼	69	75	○	70	○
				～						
				11/21	夜	63	70	○	65	○
6	県道蒲郡 碧南線 (神明町地内)	近隣商 業地域	2	11/27	昼	69	75	○	70	○
				～						
				12/4	夜	69	70	○	65	×

○自動車騒音の要請限度

- 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。
- 要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の限度をいう。
- 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
 - 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
 - 道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路
- 車線とは、一縦列の自動車（2輪車を除く）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
- 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日総理府令第15号）により、騒音の評価手法は等価騒音レベル（Leq）によるものと改正され、愛知県告示第312号（平成12年3月28日）の示す区分により平成12年4月1日から次の表により施行されている。

地域の区分			時間の区分		幹線交通を担う道路
			昼間 6時～22時	夜間 22時～6時	
a	第1種低層住居専用地域	1車線を有する道路に面する区域	65	55	
	第2種低層住居専用地域				
	第1種中高層住居専用地域				
	第2種中高層住居専用地域				
b	第1種住居地域	2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65	
	第2種住居地域				
	準住居地域				
	調整区域				昼間
a	第1種低層住居専用地域	2車線以上の車線を有する道路に面する区域	75	70	75
	第2種低層住居専用地域				
	第1種中高層住居専用地域				
	第2種中高層住居専用地域				
b	第1種住居地域	2車線以上	75	70	夜間
	第2種住居地域				70
	準住居地域				
	調整区域				
c	近隣商業地域	車線を有する道路に面する区域	75	70	
	商業地域				
	準工業地域				
	工業地域				

*注(感覚公害便覧と愛知県騒音・振動関係法令集より引用)

(3) 自動車騒音常時監視結果

自動車騒音常時監視とは、騒音規制法第18条第1項の規定に基づいて実施され、県や市が自動車騒音対策を計画的総合的に行うために、地域の騒音曝露状況を経年的に系統立てて監視することが必要です。また、国においても、環境基準の設定や自動車単体対策の基礎資料を得る必要があります。このようなことから、自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握し、自動車騒音公害防止施策の基礎資料とするため、道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して、年間を通じて地域が曝されている平均的な状況を継続して把握することを全国を通じて行うよう、法律により規定されています。この事務は、平成24年度に愛知県から蒲郡市へ権限移譲されました。

面的評価は、監視の対象となる地域を国土交通省の発行する道路交通センサスの調査区間を基本として、市内の幹線交通を担う道路（高速道路、国道、県道、4車線以上の市道等）に面する地域を対象に、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間や道路構造などにより、幹線道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、当該評価区間内の代表となる道路端における1地点の等価騒音レベルを測定します。その結果を用いて、評価区間の道路端から両側50メートルの範囲内にあるすべての住居等（商業・工業・事務所等専用の建物など、住居の用に供されない建物を除く）において、周辺の住居密度などの状況を総合的に勘案し、道路端からの距離減衰や建物群の遮蔽効果による減衰量を差し引き、等価騒音レベルを推計し、環境基準を達成した戸数や割合を把握し、騒音の与える影響を評価します。

	2車線以下の車線を有する 幹線交通を担う道路	2車線を超える車線を有する 幹線交通を担う道路
近接区間	道路端から15メートルの間	道路端から20メートルの間
非近接区間	道路端から15～50メートル	道路端から20～50メートル

$$\text{環境基準達成率} = \frac{\text{環境基準達成戸数}}{\text{全戸数}}$$

住居等戸数とは、面的評価のための基本単位となるもので、建物ごとに居住している世帯数＝戸数を把握します。独立住宅は1戸とし、マンションなどの集合住宅は入居世帯数を戸数とします。病院や学校等については1施設＝1戸とします。

○評価対象路線

番号	路線名	始点	終点	実施区間 [km]	測定地点	車線数	測定 開始日	測定 終了日
1	一般国道 23号	三谷町	竹谷町	3.9	竹島町地内	2	令和5年 11月14日	令和5年 11月15日
2	一般国道 23号	大塚町	大塚町	2.3	大塚町 平原地内	4	令和6年 1月10日	令和6年 1月11日
3	一般国道 247号	形原町	竹谷町	2.8	形原町 市場地内	4	令和5年 10月31日	令和5年 11月1日
4	県道蒲郡 碧南線	八百富町	竹谷町	1.4	神明町地内	2	令和6年 1月24日	令和6年 1月24日
5	県道蒲郡 碧南線	竹谷町	西迫町	1.4	竹谷町 松田地内	4	令和5年 1月25日	令和5年 1月25日

○面的評価結果

国道23号蒲郡バイパスの一部開通により、基準値以下の割合が増加傾向にあります。路線別でも一般国道23号（2車線）、一般国道247号、蒲郡碧南線（2.4車線）の両車線では、基準値を超過している戸数はなく、基準値以下の戸数の割合が増えています。しかし、国道23号（4車線）、県道蒲郡碧南線（4車線）においては、基準値を超過している割合が現状維持や増加している部分がありました。近接空間だけでなく、非近接空間においても、基準値を超過している場所があり、見過ごすことのできない問題だと考えています。原因や今後の課題としては、自動車騒音測定と同様であり、対策を積極的に進めていく必要があります。

※1 番号4、県道蒲郡碧南線（2.4車線）については、芦谷蒲郡線の1.0km区間（交通調査基本区間番号:23603230050）を含む。

図1

	基準値以下		昼のみ 基準値以下		夜のみ 基準値以下		基準値超過	
	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)
全戸数 3,008戸	2,949	98	44	1.5	0	0	15	0.5
近接空間 917戸	868	94.7	36	3.9	0	0	13	1.4
非近接空間 2,091戸	2,081	99.5	8	0.4	0	0	2	0.1

図2

番号	路線名	戸数	面的評価全体 (戸数)				面的評価全体 (割合[%])			
			基準値 以下	昼のみ 基準値 以下	夜のみ 基準値 以下	基準値 超過	基準値 以下	昼のみ 基準値 以下	夜のみ 基準値 以下	基準値 超過
1	一般国道 23号(2車線)	1,221	1,221	0	0	0	100	0	0	0
2	一般国道 23号(4車線)	342	285	44	0	13	83	13	0	4
3	一般国道 247号	397	397	0	0	0	100	0	0	0
4	県道蒲郡碧南線 (2.4車線)	636	636	0	0	0	100	0	0	0
5	県道蒲郡 碧南線(4車線)	412	410	23	0	2	100	6	0	0
全体		3,008	2,949	67	0	15	98	2	0	0

図 3

番号	路線名	戸数	面的評価 (戸数、近接空間)				面的評価 (割合[%]、近接空間)			
			基準値 以下	昼のみ 基準値 以下	夜のみ 基準値 以下	基準値 超過	基準値 以下	昼のみ 基準値 以下	夜のみ 基準値 以下	基準値 超過
1	一般国道 23号(2車線)	328	328	0	0	0	100	0	0	0
2	一般国道 23号(4車線)	61	12	36	0	13	20	59	0	21
3	一般国道 247号	97	97	0	0	0	100	0	0	0
4	県道蒲郡碧南線 (2.4車線)	252	252	0	0	0	100	0	0	0
5	県道蒲郡 碧南線(4車線)	179	179	0	0	0	100	0	0	0
全体		917	868	36	0	13	95	3	0	2

図 4

番号	路線名	戸数	面的評価 (戸数、非近接空間)				面的評価 (割合[%]、非近接空間)			
			基準値 以下	昼のみ 基準値 以下	夜のみ 基準値 以下	基準値 超過	基準値 以下	昼のみ 基準値 以下	夜のみ 基準値 以下	基準値 超過
1	一般国道 23号(2車線)	893	893	0	0	0	100	0	0	0
2	一般国道 23号(4車線)	281	273	8	0	0	97	3	0	0
3	一般国道 247号	300	300	0	0	0	100	0	0	0
4	県道蒲郡碧南線 (2.4車線)	384	384	0	0	0	100	0	0	0
5	県道蒲郡 碧南線(4車線)	233	231	1	0	2	99	0	0	1
全体		2,091	2,081	9	0	2	98	1	0	0.2

(4) 新幹線鉄道騒音

【現況と課題】

都市化が進み、人々の活動を支えるために各種の交通網が確立されてきた中で、新幹線鉄道網は、我が国の発展に大きく寄与しております。しかし、他方では鉄道沿線において、騒音・振動などの環境問題も引き起こしてきています。

現在、新幹線鉄道騒音については、環境基本法に基づき生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準として、新幹線鉄道騒音の環境基準（昭和50年環境庁告示第46号）が定められており、東海道新幹線においても各種対策が講じられてきました。しかし、達成状況が芳しくなかったことから、昭和60年度より沿線における騒音レベルを75デシベル以下にするため、関係行政機関及び関係事業者において、「75デシベル対策」を推進しています。また、振動についても「新幹線鉄道振動に係る指針値」が定められており、対策を実施することとなっております。

令和5年度は、市内において愛知県により3か所で騒音調査が実施されました。その結果、三谷北通地内で環境基準を超過したという報告がありました。

東海旅客鉄道株式会社（JR東海）の改善策により、年々環境も良くなっていますが、環境基準を超過した地点もあり更なる改善が求められます。

【対策】

新幹線公害対策として、基本的には車両対策を行うことにより全体の騒音・振動レベルの低下を図り、更に車両対策のみでは基準等の達成が困難な地域においては、地上対策（防音壁等の改良、レール削正、バラストマットの敷設）を含めた総合的な対策を実施するよう努めていくことになります。

本市としては、今後とも全地域において環境基準が達成されるようJR東海に対して、積極的な取り組みを要望してまいります。

【新幹線鉄道騒音関係法令等】

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」	昭和50.7.29 環境庁告示第46号
「新幹線鉄道騒音対策要綱」	昭和51.3.5 閣議了解
「新幹線鉄道騒音振動障害防止対策処理要綱」	昭和51.12.1 環第76号

○新幹線鉄道騒音環境基準及び振動指針値達成状況調査

（愛知県環境局調べ）

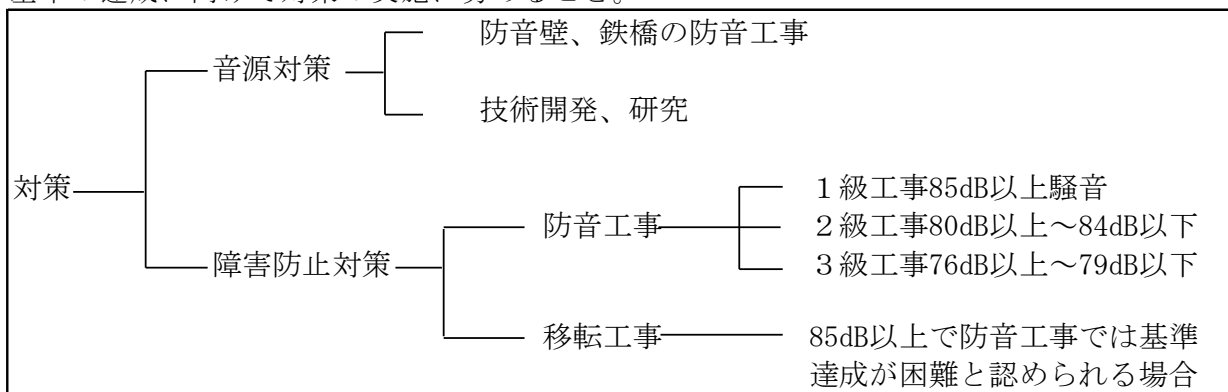
測定場所		1. 三谷北通	2. 三谷北通	3. 上本町
用途地域		住居地域	第一種住居	準工業
東京起点距離 (km)		288.2	288.83	290.61
測定地点側の軌道		下り	下り	下り
構造物の種類	種類	盛土	盛土	ラーメン高架
	軌道の高さ(m)	7.0	9.4	6.6
軌道の種類	種類	有道床	有道床	有道床
	マット	無	無	有
防音壁	種類	ラムダ吸無	ラムダ吸無	ラムダ吸無
	軌道からの高さ(m)	2.2	2.2	-
測定年月日		R5.9.5	R5.9.5	R5.9.15
列車速度 (km/h)		253	261	257
騒音測定結果 (dB)	25m	71	69	69
	50m	66	66	64
	環境基準 (dB)	70	70	75
振動測定結果 (dB)	12.5m			62
	25m			59
	指針値 (dB)			70

○環境基準達成期限以降の当面の目標

「新幹線鉄道騒音に係る75デシベル対策の達成状況について」

(平成10年3月31日環大一第35号)

東海道新幹線沿線の住宅集合地域に準じる地域のうち75デシベルを超える地域にあっては、平成14年度末を目途に75デシベル以下とするとともに、その他の地域についても環境基準の達成に向けて対策の実施に努めること。



○騒音障害防止対策戸数一覧表

(平成17年4月1日現在)

工法	全体計画	完了戸数	未完了戸数	辞退戸数
1級 (85dB以上)	24	24	0	0
2級(80dB以上 ～84dB以下)	235	235	0	0
3級(76dB以上 ～79dB以下)	266	251	1	14

【東海旅客鉄道(株)名古屋環境管理室調べ】

(5) 騒音・振動防止規制の概要

騒音規制法及び振動規制法では、生活環境を保全するため、騒音・振動に係る特定施設を有する工場・事業場における事業活動及び建設工事に伴って発生する騒音・振動について必要な規制を行うとともに届出を義務づけています。また、自動車騒音に係る許容限度を定め、自動車交通に起因する騒音・振動について対策の要請等ができることとしています。

一方、県民の生活環境の保全等に関する条例により、法で規制していない施設及び建設作業の規制並びに規制地域の拡大についても行っています。

(6) 騒音関係規制対象施設届出状況

(令和6年3月31日現在)

施設の種類	騒音規制法		県民の生活環境の保全等に関する条例	
	工場等数	施設数	工場等数	施設数
1. 金属加工機械	17	76	28	146
2. 送風機（法）、圧縮機（法 条）、冷凍機（条）	126	573	181	870
3. 土石用破砕機等	3	4	1	9
4. 織機	572	10,269	1	1
5. 建設用資材製造機械	1	1	2	3
6. 穀物用製粉機	1	2	0	0
7. 木材加工機械	29	65	6	30
8. 抄紙機	1	1	0	0
9. 印刷機械	10	37	0	0
10. 合成樹脂用射出成形機	30	177	1	36
11. 鋳型造型機	3	9	0	0
12. ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン			14	29
13. 送風機・排風機（条例）			35	332
14. 走行クレーン			7	33
15. 洗びん機			0	0
16. 真空ポンプ			5	146
合 計	793	11,214	281	1,635

(7) 振動関係規制対象施設届出状況

(令和6年3月31日現在)

施設の種類	振動規制法		県民の生活環境の保全等に関する条例	
	工場等数	施設数	工場等数	施設数
1. 金属加工機械	14	74	11	31
2. 圧縮機、冷凍機	78	260	172	1031
3. 土石用破砕機等	11	24	17	67
4. 織機	550	9,574	1	1
5. 建設用資材製造機械	19	310	0	0
6. 木材加工機械	9	35	11	45
7. 印刷機械	4	9	0	0
8. ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	1	1	0	0
9. 合成樹脂用射出成形機	24	95	2	18
10. 鋳型造型機	5	49	0	0
11. 穀物用製粉機			1	2
12. ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン			30	35
13. 送風機等			62	531
合 計	715	10,431	307	1,761

(8) 特定建設作業届出状況

ア 騒音特定建設作業

作業の種類	令和4年度		令和5年度	
	騒規法	県条例	騒規法	県条例
1. くい打機等を使用する作業	9	3	11	5
2. びょう打機を使用する作業	0	0	0	0
3. さく岩機を使用する作業	64	15	66	7
4. 空気圧縮機を使用する作業	43	10	33	6
5. コンクリートプラント等を設けて行う作業	2	0	1	0
6. バックホウを使用する作業	158		125	
7. トラクターショベルを使用する作業	8		7	
8. ブルドーザーを使用する作業	10		11	
9. 建造物を動力・火薬等で解体、破壊する作業		20		23
10. コンクリートミキサー等を使用する作業		85		93
11. コンクリートカッターを使用する作業		69		68
12. ブルドーザー等を使用する作業		345		341
13. ロートローラー等を使用する作業		221		226
合 計	294	768	254	769

(注) 騒規法：騒音規制法、県条例：県民の生活環境の保全等に関する条例

イ 振動特定建設作業

作業の種類	令和4年度		令和5年度	
	振規法	県条例	振規法	県条例
1. くい打機等を使用する作業	10	5	12	8
2. 建造物を鋼球で破壊する作業	0	0	0	0
3. 舗装版破碎機を使用する作業	0	0	0	0
4. ブレーカーを使用する作業	59	30	65	13
合 計	69	35	77	21

(注) 振規法：振動規制法、県条例：県民の生活環境の保全等に関する条例